

スポーツは、人間が本来有する運動本能の欲求を満たすだけでなく、体力の向上、生活習慣病の予防、その活動を通じた精神的な充足感の獲得等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものである。また、スポーツは、これを見る者にとっても、スポーツをする者のひたむきな姿からの努力の尊さ等が伝えられるもので、青少年の健全な育成等に貢献するものである。これらの多様な意義を持つスポーツは、高齢化社会等への対応その他地域、職場等でのコミュニケーションを醸成する上においても重要な役割を果たすとともに、言語や生活習慣の違いを超え、夢、感動、希望等を与えることができる世界共通の文化となっている。このスポーツが有する意義等にかんがみ、すべての市民等が障害の有無及びその程度にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる機会を増やし、並びに市の教育、文化、環境、経済、福祉、都市計画等の広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を図り、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ振興まちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにすることにより、スポーツ振興まちづくりに関する施策を推進し、もって、市民等の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) スポーツ 運動競技その他の身体運動であって、心身の健全な発達に寄与するものをいう。
 - (2) 生涯スポーツ 体力、年齢、技術等に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツをすることをいう。
 - (3) スポーツ振興まちづくり 広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携することにより、生涯スポーツを振興し、健康で活力ある地域社会を形成することをいう。
 - (4) スポーツ関連活動 スポーツをすること、見ること若しくは学ぶこと又はこれらを支えることをいう。
 - (5) スポーツ施設 一般の利用に供することを目的に設置された体育館、運動場その他のスポーツをするための施設(設備を含む。)をいう。
 - (6) スポーツ財産 スポーツ関連活動を行う者、スポーツ施設その他スポーツ振興まちづくりの推進に寄与する財産をいう。
 - (7) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、若しくは滞在する者又は本市が推進するスポーツ振興まちづくりに賛同し、協力する個人をいう。
 - (8) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいう。
 - (9) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者(スポーツ関連団体を除く。)をいう。

(基本理念)

- 第3条 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、本市におけるスポーツの振興のみならず、市民等が愛着と誇りをもつことができる個性的で活力ある地域社会の形成が図られなければならない。
- 2 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツに対する理解及び関心を深めるとともに、健康の保持及び増進に関する知識の向上が図られなければならない。
 - 3 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツ財産の活用を促進するとともに、地域、職場その他の場において、市民等の自主性に配慮した環境の整備が図られなければならない。
 - 4 スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼のもとに連携及び協力が図られなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、スポーツ振興まちづくりを総合的かつ計画的に推進しなければならない。
- 2 市は、市民等及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に関する環境を整備しなければならない。
 - 3 市は、生涯スポーツが促進されるよう、スポーツ関連団体と協力してその機会を提供するとともに、スポーツ関連活動に関する情報を提供しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがスポーツ関連活動の担い手であることを理解し、相互に尊重し、自主的な活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境の整備に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力する役割を担うものとする。

(スポーツ振興まちづくりに関する計画)

- 第8条 市は、スポーツ振興まちづくりの具体的な施策について、総合的な推進を図るための基本的な計画を定めるものとする。
- 2 市は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(市のスポーツ施設の整備等)

第9条 市は、スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、本市のスポーツ施設を整備するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、本市のスポーツ施設の整備について、効果的及び効率的な推進を図るための指針を定めるものとする。

(スポーツ財産の活用)

第10条 市は、スポーツ振興まちづくりの推進に当たっては、スポーツ財産について、効果的及び効率的な活用を図らなければならない。

2 市は、前項の活用に当たっては、スポーツ関連活動において高度な競技技術又は指導力を有する市民等又はスポーツ関連団体に属する者の理解及び協力を得て、その者が有する高度な競技技術又は指導力の活用に努めるものとする。

3 市は、第1項の活用に当たっては、市民等、スポーツ関連団体、事業者又は他の地方公共団体若しくは国が所有し、又は管理する市内に存するスポーツ施設について、これらの者の理解及び協力を得て、その活用に努めるものとする。

(推進組織)

第11条 市は、スポーツ振興まちづくりを推進するための総合的な取組について、市、市民等、スポーツ関連団体及び事業者が意見を交換し、相互に協力し、及び推進するための組織を設置するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。